

官報

号外 平成二十一年四月三日

○第百七十一回 衆議院會議録 第二十号

平成二十一年四月三日(金曜日)

議事日程 第十一号

平成二十一年四月三日

午後一時開議

第一 原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 構造改革特別区域法及び競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律等の一部を改正する法律案(厚生労働委員長提出)

第四 漁業災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出)

(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

平成二十一年四月三日 衆議院會議録第二十号

原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後一時二分開議

○議長(河野洋平君) これより会議を開きます。

日程第一 原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(河野洋平君) 日程第一、原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。文部科学委員長岩屋毅君。

原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書
(本号末尾に掲載)

〔岩屋毅君登壇〕

○岩屋毅君 た、だいま議題となりました法律案につきまして、文部科学委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、原子力損害の被害者の保護に万全を期するため、所要の措置を講ずるものであり、その主な内容は、

第一に、賠償措置額を現行の六百億円から千二百億円に引き上げること、

第二に、原子力損害賠償紛争審査会は、原子力損害の賠償に関する紛争について原子力損害の範囲の判定の指針その他の当該紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針を定めると、

第三に、原子力損害賠償補償契約の締結及び原子力事業者が賠償すべき額が賠償措置額を超える場合における政府の援助に係る期限を延長し、平成三十一年十二月三十一日までに開始された原子炉の運転等に係る原子力損害について適用することなどであります。

本案は、三月十九日本委員会に付託され、同月二十五日塩谷文部科学大臣から提案理由の説明を聴取し、四月一日質疑を行い、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

平成二十一年四月三日 衆議院會議録第二十号

構造改革特別区域法及び競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部を改正する法律案 漁業災害補償法の一部を改正する法律案

二

日程第二 構造改革特別区域法及び競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(河野洋平君) 日程第二、構造改革特別区域法及び競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。内閣委員長渡辺具能君。

構造改革特別区域法及び競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(渡辺具能君登壇)

○渡辺具能君 ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、本案の主な内容について申し上げます。

第一に、構造改革特別区域法の一部を改正し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の特例として、内閣総理大臣の認定を受けた構造改革特別区域内においては、社会教育施設の管理及び整備に関する事務について、地方公共団体の長が管理し、執行することができることとする措置を追加すること等としております。

第二に、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部を改正し、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の特例として、

これまで構造改革特別区域における特例措置として行われていた刑事施設における被収容者に対する健康診断の実施等に関する業務の民間事業者への委託について、広く官民競争入札または民間競争入札により行うことができることとする等の措置を講じることとしております。

本案は、去る三月十九日本委員会に付託され、二十五日鳩山国務大臣から提案理由の説明を聴取し、次いで、四月一日質疑に入り、質疑終了後、討論を行い、採決いたしましたところ、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(河野洋平君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(河野洋平君) 日程第三は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。

日程第三 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律等の一部を改正する法律案(厚生労働委員長提出)

○議長(河野洋平君) 日程第三、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。厚生労働委員長田村憲久君。

あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律等の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

(田村憲久君登壇)

○田村憲久君 ただいま議題となりましたあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律等の一部を改正する法律案について、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

本案は、あんまマツサージ指圧師、はり師、きゆう師、歯科衛生士、診療放射線技師、歯科技工士及び柔道整復師の各資格に係る試験が国家試験であることを明確にするため、その名称を国家試験と法律上明記しようとするものであります。

本案は、去る四月一日の厚生労働委員会において、全会一致をもって委員会提出法律案とすることに決したものであります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。

日程第四 漁業災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(河野洋平君) 日程第四、漁業災害補償法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。農林水産委員長遠藤利明君。

漁業災害補償法の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(遠藤利明君登壇)

○遠藤利明君 ただいま議題となりました法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、漁業災害補償制度の健全かつ円滑な運営を図るため、漁業共済組合に総代会の制度を設ける等の措置を講ずるとともに、疾病による死亡を共済事故としない養殖水産動植物を共済目的とする養殖共済を実施できることとするほか、漁業施設共済について共済金の支払いに関する特約を

設ける等の措置を講じようとするものであります。
す。

委員会におきましては、三月二十四日石破農林水産大臣から提案理由の説明を聴取し、四月二日質疑を行いました。質疑終局後、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○谷公一君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

内閣提出、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(河野洋平君) 谷公一君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。
よって、日程は追加されました。

道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(河野洋平君) 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。国土交通委員長望月義夫君。

道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔望月義夫君登壇〕

○望月義夫君 ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、道路特定財源制度を廃止し一般財源化するための措置等を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、毎年度、揮発油税等の収入額の予算額等に相当する金額を原則として道路整備費に充当する措置を廃止すること、

第二に、地方道路整備臨時交付金の制度を廃止すること

などであります。

本案は、去る三月十三日の本会議において趣旨説明及び質疑が行われた後、本委員会に付託され、十八日金子国土交通大臣から提案理由の説明を聴取し、質疑に入り、二十七日には参考人から意見聴取を行い、本日質疑を終局いたしました。

質疑終局後、本案に対し、自由民主党、民主党・無所属クラブ及び公明党の三党派共同提案による、施行期日を改めるとともに、費用効果分析の結果の適切な活用等により、地域の実情をより反映した効率的かつ効果的で透明性が確保された道路整備事業の実施のあり方についての検討規定を追加する修正案が提出され、本修正案について趣旨説明を聴取しました。次いで、採決いたしました結果、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも賛成多数をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野洋平君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり修正議決いたしました。

農地法等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(河野洋平君) この際、内閣提出、農地法等の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。農林水産大臣石破茂君。

〔国務大臣石破茂君登壇〕

○国務大臣(石破茂君) 農地法等の一部を改正する法律案の趣旨につきまして、御説明申し上げます。

世界の食料需給が逼迫基調で推移すると見込まれる中、食料の多くを海外に依存している我が国においては、国内の食料供給力を強化し、食料自給率の向上を目指していくことが喫緊の課題となっております。

このため、国内の農業生産の重要な基盤である農地について、優良な状態で確保し、最大限に利用されるようにしていくことが求められております。

しかしながら、農業従事者の減少、高齢化等が進む中で、我が国の農地については、耕作放棄地の増加に歯どめがかからない現状にあります。

また、経営する農地が分散している状態にある中で、転用期待等により農地価格が農業生産による収益に見合う水準を上回る傾向にあるなど、効率的な利用に必要な集積が困難な状況にあります。

このような農地をめぐる課題を克服し、将来にわたって食料の安定供給を確保していくため、我が国農地制度を抜本的に見直すこととし、この法

律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、農地法の一部改正であります。

同法の目的について、農地は耕作者みずからが所有することを最も適当とするとの考え方を、農地の効率的な利用を促進する考え方に改めるとともに、農地について権利を有する者の責務として、農地の適正かつ効率的な利用を確保しなければならぬ旨を明確にすることとしております。

こうした考え方のもと、農地を優良な状態で確保していくため、国または都道府県が行う農地転用について法定協議制度を導入するとともに、農地の違反転用に関する行政代執行制度の創設と罰則の強化を行うなど、農地の転用規制を見直すこととしております。

また、農地の有効利用を促進するため、地域における農業の取り組みを阻害するような農地の権利取得を排除した上で、農地の貸借について、その適正な利用が担保される場合に許可基準を緩和することとするほか、農業生産法人要件について出資制限の見直しを行うこととしております。

さらに、遊休農地に関する措置を拡充することとしております。

第二に、農業経営基盤強化促進法の一部改正であります。

農地のより効率的な利用に向け、その集積を一層促進するため、市町村の承認を受けた者が農地の所有者からの委任を受けて、その者を代理して農地の貸し付け等を行うことを内容とする農地利

農地法等の一部を改正する法律案についての石破農林水産大臣の趣旨説明 農地法等の一部を改正する法律案の趣旨説明に
対する佐々木隆博君の質疑

用集積円滑化事業を創設するほか、農用地利用集積計画の策定の円滑化、特定農業法人の範囲の拡大等の措置を講ずることとしております。

第三に、農業振興地域の整備に関する法律の一部改正であります。

優良な農地の確保を確実なものとするため、国及び都道府県がそれぞれ確保すべき農用地面積の目標を定めることを法律上明確にしつつ、国は、その達成状況が著しく不十分な都道府県に対し、内容を示して必要な措置を講ずるよう求める仕組みを整備することとしております。

第四に、農業協同組合法の一部改正であります。

農地の貸借についての規制の見直しに伴い、農業協同組合みずから農地の貸借により農業経営を行うことができることとしております。

以上、農地法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げた次第であります。(拍手)

農地法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
の趣旨説明に対する質疑

○議長(河野洋平君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。これを許します。

佐々木隆博君。

(佐々木隆博君登壇)

○佐々木隆博君 私は、民主党・無所属クラブを代表して、ただいま議題となりました政府提出の

農地法等の一部を改正する法律案について質問をいたします。(拍手)

農地とは、耕作の目的に供される土地であり、土地利用型農業の生産、経営が展開される基礎的な資源であります。農地は、先人が営々と整備してつくり上げてきたものであり、一たび転用したり、長きにわたり耕作されない状態に置かれれば、再び耕作可能な状態に復元することが極めて困難となります。まさに、かけがえのない国土なのであります。

こうした農地を、どのように守り、活用していくかが問われています。そのため、農地の位置づけというものを明らかにすることがスタートラインとなります。

世界的な食料需給の変化に対応して、我が国の食料供給力を強化し、食料自給率の向上を図るため、農地を守り、有効利用を図らなければなりません。このように、農地は、生産資源として重要な意義を有するものであります。

しかし、それがすべてではありません。農地を利用して営まれる農業生産活動を通じて、洪水の防止、軽減、土壌浸食の防止、土砂の流出や飛散の抑制、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承、保健休養等、さまざまな多面にわたる機能が発揮されます。そして、その恩恵は、広く国民が享受します。

本法律案には、こうした観点が欠落していません。農地の基本的な位置づけについてどのようにお考えか、まず明らかにしていただきたい。

農地制度、特に農業生産法人制度については、徐々に要件が緩和される形で制度改定が行われてきました。

一九九三年には関連事業者が構成員として認められ、二〇〇〇年には法人形態に株式の譲渡制限のある株式会社を追加するとともに事業要件等を緩和、二〇〇三年には認定農業者である農業生産法人について議決権制限を緩和、二〇〇五年にはリース特区の全国展開という状況であります。

こうした相次ぐ制度改定は、農政当局内部の自発的な考え方というよりも、財界を初めとする農業外の圧力によってやむを得ずなされたという側面が強いものがあります。こうした、なし崩し的な改革を進めるといやり方では、理念も哲学も感じられず、農政の方向性が定まらず、責任ある農政とは言えないのではないのでしょうか。

これに対して、民主党は、昨年、「民主党農林水産政策大綱 農山漁村六次産業化ビジョン」を取りまとめ、今国会には、これを法案化した農林漁業・農山漁村再生改革法案を提出しています。

この中で、農地制度のあるべき姿として、農地の権利を有する者に耕作の義務を賦課するとともに、農地転用を厳格化することを前提とし、できる限り参入規制を緩和するという方向を明確にしています。当面の改革の方向として、現場も受け入れ可能な遊休農地の解消・防止策、参入要件の緩和を講ずることとしています。政府案のように、株式会社が直接参入することとは意味が違います。

政府としては農地制度のあるべき姿についてどのようなものを描いているのか、明らかにしていただきたい。

今回の改正の最大の特徴は、制度の基本を所有から利用に再構築し、貸借に係る規制を見直すこと、つまり、一般企業に農地のリース方式での農業参入の道を開いた、リース特区の全国展開である特定法人貸付事業を一般化することにある。

法人、個人を問わず多様な主体が農業に取り組めるようにすることは、民主党が長らく主張してきたところであり、その方向については否定しませんが、現在の農業構造は、家族経営が主体であり、家族経営なくしては農業生産はあり得ません。こうした現実をしつかりと踏まえた上で農地政策を展開すべきであります。

政府案の新たな要件では、農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保の名のもと、農地利用において、一般企業が家族経営に優先されるといふ懸念を払拭できません。

家族経営は、国が育成してきた担い手であります。こうした家族経営が、品目横断的経営安定対策の導入に伴う集落営農の組織化で農地の貸しはがしに遭い、今度は効率性の名のもとに一般企業によって経営発展を阻害されるということになれば、それは政策の名に値しません。

また、一般企業が農地を借り受け、大規模経営を展開したが、結局、事業に失敗して倒産した場合、だれが責任を負うのですか。企業が撤退した

跡地の農地が耕作放棄地となることは必定です。効率性を追求することは必要です。しかし、過度な効率性追求は、村社会の純風美俗、日本人のアイデンティティ、原風景を損ないます。冒頭に農地の基本的な位置づけについてお尋ねしましたが、まさにこの問題に帰結します。

家族経営を主体とした担い手育成の方向性と農地貸借による農外法人の参入の促進をどのように調和させ、整合性を持たせようとしているのか、基本理念との関係を踏まえ、見解をお伺いいたします。

家族経営の活性化は、食料・農業・農村基本法に明確に位置づけられている施策です。しかし、二〇〇五年三月に国会に報告された基本計画においては、全くと言っていいほど欠落しています。これは、政府が国会で定めた基本法を無視して基本計画を定めたということ意味します。現行の基本計画には、悪名高い品目横断的経営安定対策の導入も盛り込まれていることから、家族経営を軽視する意図があったことは明らかであります。

こうした政策の方向が誤りであったことも明白となりました。家族経営の軽視が農業構造の崩壊につながること銘記すべきであります。

現在、政府は、三回目の食料・農業・農村基本計画の策定に向けて検討を進めていますが、新たな基本計画においては、基本法にのっとり、家族経営の活性化を施策の柱に掲げる必要があります。現行基本計画において家族経営等を閑置した理由と、新たな基本計画における対応方針を明らかに

かにしていただきたい。

農地制度の見直しを実効あるものとするためには、土地利用型農業の経営安定が大前提となります。収入の変動や減少により経営が不安定なままでは、農地利用の責務を課し、遊休農地対策を強化しても、実効性は伴いません。そのため、農地制度と所得補償制度は車の両輪の関係にあると言えます。

では、現行の経営安定対策はどうでしょうか。農村現場では、小規模農家切り捨ての品目横断的経営安定対策を拒否し、民主党が提案した農業者戸別所得補償制度を支持しました。先般の参議院選挙の結果に慌てた政府は、品目横断的経営安定対策を見直し、名称を水田・畑作経営所得安定対策と変更し、市町村特認を導入しました。

しかし、政府は、制度の基本は維持するとはつきりと言っており、小規模農家を切り捨てるという考え方に変更はありません。これでは、施策の対象外とされた小規模農家は、農業経営をめぐる環境が厳しい中、所得が補償されず、意欲があっても営農の継続が困難となり、その経営する農地は耕作放棄地となるか大規模経営に取り上げられていくという悪夢のシナリオとなっていくことを危惧します。

農地を確保し、その適正利用を図るうとする制度改革を実効あらしめるためには、問題の多い水田・畑作経営所得安定対策を廃止し、農業者戸別所得補償制度を導入すべきと考えます。

従来の枠にとらわれない斬新な発想をお持ちの

石破農林水産大臣御自身の言葉で御答弁をいただきたい。

冒頭に述べたように、農地は、かけがえのない存在です。特に我が国は、諸外国と比べて国土が急峻で、狭く、一人当たりの面積も小さいことから、国土としての農地の位置づけは極めて重要と考えます。

土地利用が競合し、農地転用需要がある中、優良農地をどう確保していくのが問われている一方で、農地であるのに農地として使われていない耕作放棄地が増加しています。こうした、いびつな構造を打開しなければなりません。

そのためには、所得補償制度の導入、集落や人に着目した農地制度の構築とともに、一筆規制からゾーニング規制へ転換し、国土全体の中で農地を明確に位置づけていく新たな土地利用計画制度の創設が必要と考えます。

現行制度は、都市計画法や農振法という別々の法体系で別々の計画がつけられているという縦割りの制度となっています。制度間で調整が行われると言われているものの、その運用の甘さが無秩序な農地転用を生み、転用期待を増幅させてきたことは否定できません。

民主党は、こうした状況を踏まえ、国土の中の農地を明確に位置づけ、農業的土地利用と非農業的土地利用とを一体化した総合的な都市・農村土地利用計画制度を創設することをうたっています。

省庁の管轄をまたがる制度を見直し、新たな制

度を創設することは、一筋縄ではいきません。しかし、国土利用を秩序立て、農地の確保と有効利用を図る上で、現行制度では限界があります。官僚の抵抗でこれができないのであれば、政治主導でやるべきであります。与党ができないのであれば、政権交代によってその実現の道を開きます。あるべき土地利用計画制度をどのように展望するのか、見解を伺います。

私は、今も現役の農業者として農村に居住しています。その集落は、二十年前に九十世帯を超えていましたが、現在は四十世帯に半減しています。

全国の農家戸数も、一九六〇年には六百六万戸を超えていましたが、二〇〇八年には二百五十二万戸と、約五十年で四割にまで落ち込んでいます。国土交通省の調査によれば、十年以内に消滅の可能性のある集落が四百二十二集落、いずれ消滅する可能性のある集落が二千二百十九集落、合わせて二千六百四十一集落あるとされていますが、これが現実です。

この国から農業はなくなりません。株式会社が担うか、一般法人が担うか、とにかく農業は継続されるでしょう。しかし、農村は確実に崩壊してきます。村から消防団がなくなり、運動会ができなくなっています。農村が崩壊した農業に持続可能な展望が開けるのか、農村に住む農民として極めて危惧をしています。

以上のことから、政府提出の農地法等の一部を改正する法律案は、十分な検討が必要と考えます。

農地は国土です。海は国境です。農地制度の見直しは、農地の世界だけに矮小化するのではなく、所得補償制度の導入、農村振興を初めとする農政全体における位置づけを明らかにした上で、国土としてのデザインを含め、パッケージとして改革の姿を示す必要があります。それが、民主党の六次産業化ビジョンであり、今国会に民主党が提出した農林漁業・農山漁村再生改革法案であります。

農地制度の改革が、農業の生産手段としてのみとらえるのではなく、農林漁業、農山漁村の再生をもたらす制度にするための論議を深めなければならぬことを申し上げて、私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣石破茂君登壇〕

○国務大臣(石破茂君) 佐々木議員の御質問にお答えいたします。

まず、農地の基本的な位置づけについてのお尋ねであります。

農地については、食料・農業・農村基本法第二十三条において、「国は、国内の農業生産に必要な農地の確保及びその有効利用を図るため、農地として利用すべき土地の農業上の利用の確保、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地の利用の集積、農地の効率的な利用の促進その他必要な施策を講ずるもの」とされており、また、近年、諸外国における輸出規制など世界の食料事情が大きく変化し、食料需給の逼迫の度合いが強まっている中、食料の多くを海外に依存している我が国においては、国内の食料供給力を

強化し、食料自給率の向上を目指していくことが喫緊の課題となっております。

このため、最近における食料、農業等をめぐる課題に対処するため、食料・農業・農村基本法第二十三条の趣旨を体しつつ、今回、農地法等の一部を改正する法律案を提出いたしました。

もちろん、農地は、食料・農業・農村基本法第三条に規定しておりますように、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承などの、農産物の供給の機能以外の多面的機能の発揮に重要な役割を果たしております。これらの多面的機能についても、農地が利用され、農業生産がきちんと持続的に行われることによって維持され、将来にわたって発揮されるものと考えているところでございます。

次に、農地制度のあるべき姿についてのお尋ねであります。我が国農業を持続可能なものとするためには、国内の農業生産の重要な基盤である農地について、優良な状態で確保するとともに、意欲のある者に農地が集まるようにし、また、多様な担い手が農業に参画できるような制度を構築しなければならぬと考えております。

このため、今回の改正法案では、農地について、転用規制の見直しによりその確保を図るとともに、農地の利用集積を図る事業の創設、農地の貸借についての規制の見直し等によりその有効利用を促進することといたしております。

その際、御指摘のような、農地の権利を有する者の責務、転用規制の強化、参入規制の緩和、遊

休農地の解消・防止対策等も盛り込んでおるところであります。

次に、家族経営と農外法人の参入促進との整合性についてのお尋ねであります。

食料・農業・農村基本法では、第二十一条において、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部門を担う農業構造を確立するために必要な施策を講ずることとしております。

この効率的かつ安定的な農業経営については、一、家族で営まれている、二、法人により雇用労働を活用して営まれている、三、集落営農で行われているなど、さまざまな形態があります。このため、基本法第二十二条においては、家族農業経営の活性化を図るとともに、農業経営の法人化を推進するために必要な施策を講ずることとしておるところであります。

我が国農業は、現状において家族経営が大宗を占めておりますが、農業従事者の減少や耕作放棄地の増加等、家族経営や集落営農だけでは農業の担い手として不十分な地域もふえてきており、このような地域では、多様な農地の受け手が必要となっており、このため、今回の改正法案では、農地を貸しやすく借りやすくすることにより、利用する者の確保、拡大を図ることとしております。

ただし、この場合においても、御指摘のとおり、家族経営を主体とした担い手育成の方向性と農地貸借による農外法人の参入の促進とを調和させ、整合性を図る必要があります。このため、改

正法案においては、法人の所有権の取得は引き続き農業生産法人に限定するとともに、農地の貸借についても、農地の権利取得の許可について、地域における農業の取り組みを阻害するような権利取得を排除する、農地の適正な利用が行われない場合に対する担保措置をしっかりと講ずることとしているものであります。

次に、現行基本計画と新たな基本計画における家族経営の扱いについてのお尋ねであります。

平成十七年に閣議決定した現行の食料・農業・農村基本計画においては、家族農業経営を中心とする個別経営や集落営農経営を含め、農業で他産業並みの生涯所得を確保し得る経営体及びこれを目指して経営改善に取り組む者を担い手とし、その育成、確保に積極的に取り組むこととしております。

具体的には、基本計画の閣議決定の際に、あわせて、平成二十七年における望ましい農業構造の姿を展望しており、その中で、家族農業経営が三十三万から三十七万程度、集落営農経営が二万から四万程度、法人経営が一万程度と見込んでいるところであります。

今回、基本計画の見直しを行うこととしておりますが、その際には、議員御指摘の家族農業経営の問題も含め、関係者の幅広い御意見を踏まえ、検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、水田・畑作経営所得安定対策等についてのお尋ねをいただきました。

水田・畑作経営所得安定対策は、農業従事者数

の減少、高齢化等により農業の生産構造の脆弱化が進行する中で、集落営農組織も含めて、意欲ある担い手の育成を通じて農業経営の体質強化を図り、力強い農業構造を構築することを目的に導入されたものであります。

なお、本対策について、地域で熱意を持って営農に取り組んでいる者が対策の対象とならないという声が聞かれたこと、国が直接農家に支払う仕組みとしたため申請書類の手続が煩雑になったことなどから、より地域の実態に即し、現場に定着したものとなるよう、市町村特認の創設などの見直しも行っているところであります。

制度発足から三年目を迎え、生産現場の皆様にも本対策の理解が進んできたと考えてはおりますが、本対策が常に地域の実態に即したものとなりますようにとの観点から、今後とも、きめ細やかな制度運営に留意しつつ、着実に実施する所存であります。

なお、民主党の農業者戸別所得補償制度は、米に加え麦、大豆や畜産物についても行政が定める生産数量の目標に従って生産する販売農家に対して所得補償を行うこととされておりますが、これにつきましては、消費者の需要に応じた経営者の判断による農業生産を阻害し、需要に合わない生産が行われることにより、農畜産物の過剰在庫の増加を招くおそれがあるなどの問題があると考えておるところであります。

最後に、我が国のあるべき土地利用計画制度についてのお尋ねであります。

現在の制度では、農業振興地域整備法、都市計画法等に基づく各土地利用計画は、国土利用計画法に基づく国土利用計画のもとで一体的に運用されることとなっております。

このような土地利用制度について、近年、都市郊外部での無秩序な開発が進行するなどの問題が生じていたところであります。このため、平成十八年に、公共施設や大規模集客施設の郊外立地の抑制等を目的とするまちづくり三法の改正が行われたところであります。

また、このような動向も踏まえ、今回の農地法等の改正法案においては、最も基礎的な生産基盤である農地について転用規制を厳格化するなど、優良農地の確保を図るための措置を強化することとしたところであります。

都市、農村を通じた土地利用計画制度のあり方については、本法律案の施行後の農地の確保の状況などを踏まえ、国土交通省と連携しつつ、今後、検討を進めてまいります。

以上であります。(拍手)

○議長(河野洋平君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(河野洋平君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時四十五分散会

出席国務大臣

文部科学大臣 塩谷 立君
厚生労働大臣 舩添 要一君
農林水産大臣 石破 茂君
国土交通大臣 金子 一義君
国務大臣 鳩山 邦夫君

出席副大臣

農林水産副大臣 石田 祝穂君

○議長の報告

(通知書受領)

一、去る三月三十一日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律

成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律

関税定率法等の一部を改正する法律

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律

裁判所職員定員法の一部を改正する法律

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律

独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備等に関する法律

国会議員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律

一、去る三月三十一日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

一、去る三月三十一日、麻生内閣総理大臣から河野議長あて、次の通知書を受領した。

閣総第一九四号

平成二十一年三月三十一日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

私は、平成二十一年三月三十一日(火)午後六時二十五分羽田空港発、四月三日(金)午後六時二十分同空港着の予定で、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国訪問のため出張しますので、御通知いたします。

一、去る三月三十一日、小幡参議院事務総長から駒崎事務総長あて、参議院は裁判官訴追委員林芳正君の辞任を許可し、その補欠として次の者を選挙した旨の通知書を受領した。

岸 宏一君

(理事補欠選任)

一、去る一日、内閣委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 平田 耕一君(理事岡下信子君去る三月二十七日委員辞任につきその補

欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る三月三十一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国土交通委員

辞任

石川 知裕君

長安 豊君

亀井 静香君

古本伸一郎君

馬淵 澄夫君

糸川 正晃君

補欠

馬淵 澄夫君

古本伸一郎君

糸川 正晃君

長安 豊君

石川 知裕君

亀井 静香君

環境委員

辞任

中川 泰宏君

福岡 資麿君

船田 元君

村井 宗明君

古屋 範子君

橋本 岳君

安井潤一郎君

若宮 健嗣君

川内 博史君

高木美智代君

補欠

安井潤一郎君

若宮 健嗣君

橋本 岳君

川内 博史君

高木美智代君

船田 元君

中川 泰宏君

福岡 資麿君

村井 宗明君

古屋 範子君

議院運営委員

辞任

奥野 信亮君

近藤三津枝君

補欠

近藤三津枝君

奥野 信亮君

一、去る一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

あかま二郎君

佐々木隆博君

平岡 秀夫君

池坊 保子君

浮島 敏男君

田名部匡代君

津村 啓介君

古屋 範子君

補欠

浮島 敏男君

田名部匡代君

津村 啓介君

古屋 範子君

あかま二郎君

佐々木隆博君

平岡 秀夫君

池坊 保子君

文部科学委員

辞任

加藤 紘一君

土肥 隆一君

近江屋信広君

村井 宗明君

土肥 隆一君

補欠

近江屋信広君

村井 宗明君

加藤 紘一君

土肥 隆一君

厚生労働委員

辞任

井上 信治君

木村 義雄君

細川 律夫君

大前 繁雄君

馬渡 龍治君

小宮山泰子君

補欠

馬渡 龍治君

大前 繁雄君

小宮山泰子君

木村 義雄君

井上 信治君

細川 律夫君

経済産業委員

辞任

片山さつき君

補欠

山本ともひろ君

林 幹雄君

武藤 容治君

山本ともひろ君

猪口 邦子君

広津 素子君

秋葉 賢也君

飯島 夕雁君

稲田 朋美君

鈴木 馨祐君

片山さつき君

武藤 容治君

秋葉 賢也君

飯島 夕雁君

鈴木 馨祐君

猪口 邦子君

広津 素子君

稲田 朋美君

林 幹雄君

牧原 秀樹君

片山さつき君

武藤 容治君

国土交通委員

辞任

稲葉 大和君

亀井 静香君

今村 雅弘君

永岡 桂子君

猪口 邦子君

木村 勉君

糸川 正晃君

亀井 静香君

補欠

今村 雅弘君

糸川 正晃君

永岡 桂子君

猪口 邦子君

木村 勉君

稲葉 大和君

亀井 静香君

一、昨二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

農林水産委員

辞任

小里 泰弘君

永岡 桂子君

茂木 敏充君

井上 義久君

猪口 邦子君

清水清一郎君

補欠

猪口 邦子君

清水清一郎君

若宮 健嗣君

赤羽 一嘉君

原田 憲治君

永岡 桂子君

赤羽 一嘉君 井上 義久君
原田 憲治君 小里 泰弘君
若宮 健嗣君 茂木 敏充君

予算委員

辞任

補欠

平沢 勝栄君 大前 繁雄君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る三月三十一日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

消費者問題に関する特別委員

辞任

補欠

永岡 桂子君 原田 憲治君
田名部匡代君 岡本 充功君
吉井 英勝君 佐々木憲昭君
原田 憲治君 永岡 桂子君
岡本 充功君 田名部匡代君
佐々木憲昭君 吉井 英勝君

一、去る一日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

辞任

補欠

原田 憲治君 馬渡 龍治君
松本 剛明君 菅野 哲雄君
日森 文尋君 菅野 哲雄君
馬渡 龍治君 原田 憲治君
黄川田 徹君 松本 剛明君
菅野 哲雄君 日森 文尋君

一、昨二日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任

補欠

鍵田忠兵衛君 猪口 邦子君
猪口 邦子君 安井潤一郎君
安井潤一郎君 山本ともひろ君
山本ともひろ君 鍵田忠兵衛君

(議案提出)

一、去る三月三十一日、議員から提出した議案は次のとおりである。

北朝鮮による飛翔体発射に対して自制を求める決議案(小坂憲次君外十名提出)

一、去る三月三十一日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

国家公務員法等の一部を改正する法律案

障害者自立支援法等の一部を改正する法律案

一、去る一日、委員長から提出した議案は次のとおりである。

あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律等の一部を改正する法律案(厚生労働委員長提出)

(委員会審査省略要求書受領)

一、去る三月三十一日、議員から次の議案は委員会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。

北朝鮮による飛翔体発射に対して自制を求める決議案

小坂憲次君外十名

(議案付託)

一、去る三月三十一日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案

(長勢甚遠君外九名提出、衆法第一二九号)

厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律案

(長妻昭君外六名提出、衆法第一三三号)

国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第一九号)

以上三件 厚生労働委員会 付託

一、昨二日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律案(内閣提出第三七号) 法務委員会 付託

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三四号)

経済産業委員会 付託

高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一五号)

国土交通委員会 付託

(議案送付)

一、昨二日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律等の一部を改正する法律案(厚生労働委員長提出)

(決議送付)

一、去る三月三十一日、河野議長から麻生内閣総理大臣あて、次の決議を送付した。

北朝鮮による飛翔体発射に対して自制を求める決議

(議案通知書受領)

一、去る三月三十一日、参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案

一、去る三月三十一日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

関税定率法等の一部を改正する法律案

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案

独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備等に関する法律案

一、去る三月三十一日、参議院から、本院の送付した次の件を承認することを議決した旨の通知書を受領した。

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

(議案撤回)

一、去る一日、議員からの申し出により次の議案は委員会において撤回を許可した。

あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律等の一部を改正する法律案(後藤茂之君外三名提出、第百六十九回国会衆法第五号)

(議案撤回通知)

一、去る一日、次の議案は同日委員会において撤回を許可した旨参議院に通知した。

あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律等の一部を改正する法律案(後藤茂之君外三名提出、第百六十九回国会衆法第五号)

(質問書提出)

一、去る三月三十一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

行政並びに公人の定義についての経済産業省の認識等に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

二〇〇九年四月のロンドンにおける日口首脳会談での北方領土問題に係るロシア側の回答に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

我が国の刑事訴訟に係る手続きについて述べた財務大臣の発言等に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)

宗男君提出)

北朝鮮による長距離弾道ミサイル発射をゴルフに例えた政府筋等の発言に関する質問主意書

(鈴木宗男君提出)

一、去る一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

いわゆる「国策捜査」に対する森英介法務大臣の見解に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)

本年三月七日の麻生太郎内閣総理大臣による沖縄県訪問に関する第三回質問主意書(鈴木宗男君提出)

我が国が抱える二つの領土問題に対する政府の取組が著しく異なる理由に関する第三回質問主意書(鈴木宗男君提出)

一、昨日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

ETC搭載車への高速道路料金引き下げに関する質問主意書(逢坂誠二君提出)

公共事業の個所付け情報に関する質問主意書(篠原孝君提出)

介護福祉士試験の受験要件に関する質問主意書(逢坂誠二君提出)

海上自衛隊の特殊部隊における隊員の死亡事件に係る防衛省の調査に関する第三回質問主意書(鈴木宗男君提出)

事務担当の内閣官房副長官の適性に関する第三回質問主意書(鈴木宗男君提出)

我が国の調査捕鯨活動への妨害行為に対する政府の対策に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

(答弁書受領)

一、去る三月三十一日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員山井和則君提出脳脊髄液減少症に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出我が国の刑事訴訟に係る手続きについて述べた財務大臣の発言等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出いわゆる「国策捜査」に対する森英介法務大臣の見解に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出経済危機克服のための有識者会合において株式取引を怪しいと述べた麻生太郎内閣総理大臣の発言に関する質問に対する答弁書

平成二十一年三月二十三日提出
質問 第一一三八号
脳脊髄液減少症に関する質問主意書
提出者 山井 和則

脳脊髄液減少症に関する質問主意書
現在、こころの健康科学研究事業において、平成一九年四月一日から三カ年にわたり「脳脊髄液減少症の診断・治療の確立に関する研究」を行っている。本研究において、二五〇名の症例データを集める目標となっているが、未だ二二名しか集まっていないことが、今年二月二〇日の予算委員会第五分科会における政府参考人の答弁で明らかになった。三カ年計画の最後の年である来年

度に、目標通り症例を集め、本当に臨床検討が出来るのか患者は非常に不安を抱いている。そこで、以下質問する。

一 限られた期間の中で、どのような方法で二五〇症例を集めるつもりであるのか。

二 協力患者を集めるに当たり、脳脊髄液減少症の患者団体と協力して行くつもりはないのか。

三 検査研究時の協力患者の検査料は自費扱いと聞いている。患者は経済的に苦しい方が多く、協力したくても現実的に出来ない原因のひとつになっていることが懸念される。臨床試験に協力して頂ける場合の検査料は当然、公費負担及び健康保険適応とすべきであると考えているがいか

四 脳脊髄液減少症の症例の多い病院では、初診の病氣確定検査及び、除外診断検査まで、健康保険適応が認められないケースが多く、脳脊髄液減少症かあるいは別の病氣である可能性もあり、専門家からも疑問の声が上がっている。このことについて厚生労働省は何かの調査を行ったのか。行ったのであれば調査結果を明らかにされたい。最初の病氣確定診断検査は当然保険適応であると考えているがいか

五 「脳脊髄液減少症の診断・治療の確立に関する研究」の研究班メンバーの中には、損害保険協会と非常に関係の深い医師がおり、損保側の立場に立った書籍を発行したり、交通事故による脳脊髄液減少症の裁判の際には、損保側の鑑定人にもなっていると聞いている。一般的に考

え、公平かつ適切な人選とは思われないが、「厚生労働科学研究における利益相反の管理に関する指針」と照らし合わせ、研究班メンバーとして妥当であるのか回答願いたい。右質問する。

内閣衆質一七一第二三八号

平成二十一年三月三十一日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員山井和則君提出脳脊髄液減少症に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員山井和則君提出脳脊髄液減少症に関する質問に対する答弁書

一及び二について

厚生労働省において「脳脊髄液減少症の診断・治療の確立に関する研究」(以下「確立研究」という。)の主任研究者に確認したところ、お尋ねの症例の収集方法については、現在、検討中であるとのことである。

三について

確立研究における診断に係る検査については、保険外診療を行うことを前提として当該検査を実施する場合など、いわゆる「混合診療」に該当する場合を除いて、診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号)等に基づき、保険給付が行われる。いわゆる「混合診療」に該当する場合には、検

査に係る費用は、全額患者負担となるが、これについて公費により負担することは、「混合診療」を禁止している趣旨にかながみると適当ではないと考える。

四について

厚生労働省としては、現時点では、いわゆる「脳脊髄液減少症」の診断法は確立されておらず、御指摘のような調査を実施することは困難であると考ええる。

また、一般に、病気を確定するための検査については、診療報酬の算定方法等に基づき、保険給付が行われる。

五について

厚生労働省としては、確立研究の分担研究者については、主任研究者において、御指摘の指針の趣旨を踏まえ、適切に選任しているものと認識している。

平成二十一年三月二十三日提出
質 問 第 一 三 九 号

我が国の刑事訴訟に係る手続きについて述べた財務大臣の発言等に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

我が国の刑事訴訟に係る手続きについて述べた財務大臣の発言等に関する質問主意書
本年三月三日、民主党小沢一郎代表が政治資金規正法に違反する形で西松建設より献金を受けていたとして、小沢代表の資金管理団体の会計責任

者である公設第一秘書が逮捕された。右の事件に關し小沢代表が「異常な手法」と、自身の秘書を逮捕するという検察のやり方を批判していることについて、同月二十一日付の新聞報道によると、与謝野馨財務大臣は前日の二十日、民間テレビ局の番組収録において、「日本の刑事訴訟手続きは世界で一番民主的で透明性が高い。日本の刑事司法に対する信頼性に、もう少し理解を進められたらいいのではないか」との苦言を呈したとのことである。右を踏まえ、質問する。

一 一般に、ある刑事事件に係る刑事訴訟の手續きに關して閣僚が言及することは適当であるか。麻生太郎内閣総理大臣の見解如何。

二 前文で触れた与謝野大臣の発言(以下、「与謝野発言」という。)は、財務大臣としての公式見解か。

三 「与謝野発言」に対する麻生総理の見解如何。

四 麻生総理としても「与謝野発言」と同様の認識を有しているか。

五 「与謝野発言」は、麻生内閣としての公式見解か。

六 「与謝野発言」にある「民主的」の定義に關する与謝野大臣の認識如何。

七 「与謝野発言」にある「透明性が高い」の定義に關する麻生総理の認識如何。

九 与謝野大臣は、検察による容疑者への取り調べ、または将来参考人や証人となる人物に対する聴取の実態を正確に把握しているか。

十 「与謝野発言」は、九の実態を踏まえてのものか。与謝野大臣の見解如何。

十一 我が国における刑事裁判の有罪率は九十九%を超えていると承知するが、確認を求め

十二 十一の実態を鑑みる時、我が国の司法並びに刑事訴訟手続きが世界で一番民主的で透明性が高いとはとても言えないと考えるが、与謝野大臣の見解如何。

右質問する。

内閣衆質一七一第二三九号
平成二十一年三月三十一日

内閣総理大臣 麻生 太郎
衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員鈴木宗男君提出我が国の刑事訴訟に係る手続きについて述べた財務大臣の発言等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員鈴木宗男君提出我が国の刑事訴訟に係る手続きについて述べた財務大臣の発言等に関する質問に対する答弁書

一について
お尋ねの「ある刑事事件に係る刑事訴訟の手續きに關して閣僚が言及すること」の意味するところが明らかでないため、お答えすることは困難である。

二から八まで、十及び十二について

御指摘の発言については、政治家個人としての見解を述べたものであると承知しており、政府としてお答えする立場にない。

なお、我が国の刑事訴訟手続については、公共の福祉の維持と個人の基本的人権の保障とを全うしつつ、事案の真相を明らかにし、刑罰法令を適正かつ迅速に適用実現することができるよう、令状主義を始めとする厳格な手続が法定されているところである。

九について

与謝野財務大臣兼内閣府特命担当大臣（金融、経済財政政策）は、お尋ねの取調べや聴取の実態について把握する立場にはない。

十一について

平成十九年の刑事裁判の第一審における有罪率は、約九十九・九パーセントであったと承知している。

平成二十一年三月二十三日提出
質 問 第 二 一 四 〇 号

いわゆる「国策捜査」に対する森英介法務大臣
の見解に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

いわゆる「国策捜査」に対する森英介法務大臣
の見解に関する質問主意書

本年三月三日、民主党小沢一郎代表が政治資金
規正法に違反する形で西松建設より献金を受けて
いたとして、小沢代表の資金管理団体の会計責任

者である公設第一秘書が逮捕された。森英介法務大臣は同月十一日の衆議院法務委員会において、右の事件（以下、「献金事件」という。）に関連し、民主党幹部が「国策捜査」である等、批判していることについて「個別の事件捜査や処理について検察を指揮することは毛頭考えていない」、「国策捜査は法令上の用語ではなく、あいまいな表現で様々な発言がされていることは心外だ。検察当局が何らかの意図を持って捜査することはありえない」「旨発言（以下、「森発言」という。）している」と承知する。右を踏まえ、質問する。

一 国策捜査の定義に関する森大臣の見解如何。
二 「森発言」には「検察当局が何らかの意図を持って捜査することはない」とあるが、それは「献金事件」に対する検察の対応についても同様であるか。森大臣の認識如何。

三 本年三月二十一日付の毎日新聞夕刊一面に、「西松献金事件 捜査大詰め 世論次第の『国策批判』との見出しの記事（以下、「毎日記事一」という。）が掲載されている。その「毎日記事一」に「にわかに『国策捜査』が注目されるようになったのは、鈴木宗男衆議院議員の『側近』で外務省休職中の佐藤優・元主任分析官の著書『国家の罟』（〇五年発刊）によるところが大きい。その中で、担当検事は『これは鈴木宗男を狙った国策捜査』と告げたとされる。当時の検察幹部によると、実際にこうしたやりとりがあったという。」

鈴木議員は〇二年、いわゆるムネオハウス問題が浮上して証人喚問などで『疑惑のデパート』

と呼ばれた。当時の検察幹部は『国会であれだけ騒ぎになって検察が知らないふりはできない』と振り返る。佐藤元分析官は国策捜査を『国家が「自己保存の本能」に基づいて（中略）初めから特定の人物を断罪することを想定した上で捜査が始まる』と定義。この記述があるが、右記述にある様に、検察として、ある事案に関する世論のあり方を、捜査に踏み切る判断基準にするという事実はあるか。

四 平成十四年六月に逮捕された当方を取り調べた、当時の谷川宏太東京地方検察庁特別捜査部副部長は、取り調べの際、「世論に押されてやりましたが、マスコミに出たもので何ひとつ事件にすることができませんでした。しかし、それが捜査というものです」との旨話していたが、右の発言に対する森大臣の見解如何。なお、右の谷川氏の発言を記録した文書はないが、当方の記憶から、谷川氏がこの様な発言をしたことは確かな事実であるところ、谷川氏本人に確認をした上で、右の質問に答えることを求める。

五 四と同様に当方の取り調べを行った谷川氏は、取り調べにおいて「始めから鈴木ありきの国策捜査ではないか」との当方の問いに対し、「権力を背景にしてやっておりますので、そう受け止められればその通りです」との旨答えていたが、右の発言に対する森大臣の見解如何。なお、右の谷川氏の発言を記録した文書はないが、当方の記憶から、谷川氏がこの様な発言をしたことは確かな事実であるところ、谷川

氏本人に確認をした上で、右の質問に答えることを求める。

六 「森発言」には「検察当局が何らかの意図を持って捜査することはない」とあるが、では、検察当局が何らかの意図の下、捜査を差し控えることはあるか。

七 本年三月二十二日付の毎日新聞二十九面に、「『西松』献金 総選挙前の立件 検察OBも『なぜ？』」

以前は影響に配慮『金額も軽微』指摘」との見出しの記事（以下、「毎日記事二」という。）が掲載されている。その「毎日記事二」に「特捜部の捜査は、選挙への影響を極力避けてきた歴史がある。典型的なのが〇〇年六月の中尾栄一元建設相の事件。六月二十五日の衆院選投票日を待ち、五日後の同月三十日に受託収賄容疑で逮捕した。」との記述があるが、右記述は事実を反映しているか。東京地検特捜部として、これまである刑事事件が衆議院議員総選挙に与える影響を考慮し、選挙前の捜査を避けてきたという事実はあるか。

右質問する。

内閣衆質一七一第二四〇号

平成二十一年三月三十一日

衆議院議長 河野 洋平殿
内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議員鈴木宗男君提出いわゆる「国策捜査」に対する森英介法務大臣の見解に関する質問に
対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出いわゆる「国策捜査」に対する森英介法務大臣の見解に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「国策捜査」については、法令上の用語ではなく、政府として、その定義について特定の見解を有しているものではない。

二から七までについて

個別具体的な事件における捜査機関の活動内容にかかわる事柄については、答弁を差し控えるが、一般論として申し上げれば、検察当局は、常に法と証拠に基づき、厳正公平・不偏不党を旨として、適切に事件を処理しているものと承知している。

平成二十一年三月二十三日提出
質問 第一一四 一号

経済危機克服のための有識者会合において株式取引を怪しいと述べた麻生太郎内閣総理大臣の発言に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

経済危機克服のための有識者会合において株式取引を怪しいと述べた麻生太郎内閣総理大臣の発言に関する質問主意書

麻生太郎内閣総理大臣は本年三月二十一日、官邸で開かれた経済危機克服のための有識者会合（以下、「有識者会合」という。）で「株屋ってのは何

となく信用されていない。株をやっていると言ったら、田舎じゃ何となく怪しげよ」と発言（以下、「麻生発言」という。）したと承知する。右を踏まえ、質問する。

一 「麻生発言」にある「株屋」の定義如何。

二 「麻生発言」には「株屋ってのは何となく信用されていない」とあるが、右は具体的にどの様な意味か。麻生総理の説明を求める。

三 二の「麻生発言」にある様に、麻生総理が一度定義する「株屋」は信用されていないと認識している根拠を示されたい。

四 「麻生発言」には「株をやっていると言ったら、田舎じゃ何となく怪しげよ」とあるが、右は具体的にどの様な意味か。麻生総理の説明を求める。

五 四の「麻生発言」にある様に、麻生総理が、田舎において株式取引をしていると言っていると見られると認識している根拠を示されたい。

六 「有識者会合」では、どの様な趣旨の下、どの様な議論が交わされたのか説明されたい。

七 河村建夫内閣官房長官は本年三月二十三日午前の記者会見で、「麻生発言」について、「有識者会合」において、なぜ日本の株式投資が進まないのかという議論の中でなされたものであるとし、「日本の株式に対する国民の意識がもっとと盛り上がる必要があるという刺激的な指摘だった」と述べ、麻生総理として、証券会社等

株式取引に関わる者を侮蔑する気持ちは全くないことを後から確認したとの釈明をしているが、では、「麻生発言」をどう読めば右の河村長官の釈明にある様に、「日本の株式に対する国民の意識がもっとと盛り上がる必要がある」という刺激的な指摘とみなすことが出来るのか。麻生総理の説明を求める。

八 「麻生発言」は、株式取引を行っている者の世間的な信用を貶め、名誉を傷つけかねない、極めて不適切な発言であると考え、麻生総理として「麻生発言」を撤回する考えはあるか。右質問する。

内閣衆質一七一第二四一号
平成二十一年三月三十一日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出経済危機克服のための有識者会合において株式取引を怪しいと述べた麻生太郎内閣総理大臣の発言に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出経済危機克服のための有識者会合において株式取引を怪しいと述べた麻生太郎内閣総理大臣の発言に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の麻生内閣総理大臣の発言（以下「総理

発言」という。）における「株屋」とは、業として株式の売買等を行う者を意味しており、主として証券会社のことを指している。

二から五までについて

総理発言は、地方においては、株式への投資は、それを取り扱う業者も含め、国民から十分に評価されていないということについて述べたものであり、「貯蓄から投資へ」の流れを推進するためには、こうした点を払しょくすることが重要であるとの趣旨で発言したものである。

六について

経済危機克服のための「有識者会合」は、世界的な金融危機に端を発する我が国の景気の悪化を受け、今後の経済財政政策の在り方について有識者から御意見を伺うため開催されたものであり、金融分野に関しては、個人の株式投資促進のための方策や企業金融の円滑化策などの御提案があり、これらについて議論が行われた。

七について

御指摘の記者会見における河村内閣官房長官の発言は、二から五までについてでお答えした総理発言の趣旨について説明したものである。

八について

総理発言は、二から五までについてでお答えした趣旨で述べたものであり、撤回する考えはない。

原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成二十一年二月三日

内閣総理大臣 麻生 太郎

原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部を改正する法律

(原子力損害の賠償に関する法律の一部改正)

第一条 原子力損害の賠償に関する法律(昭和三十六年法律第百四十七号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「六百億円」を「千二百億円」に改める。

第十八条の見出しを削り、同条第一項中「仲介」の下に「及び当該紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針の策定に係る事務」を、「以下」の下に「この条において」を加え、同条第二項中「の各号」を削り、同条第一号中「行なう」を「行う」に改め、同項第二号中「前号」を「前二号」に、「行なう」を「行う」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 原子力損害の賠償に関する紛争について 原子力損害の範囲の判定の指針その他の当該紛争の当事者による自主的な解決に資す

る一般的な指針を定めること。

第二十条中「平成二十一年十二月三十一日」を「平成三十一年十二月三十一日」に改める。

第二十四条中「五十万円」を「百万円」に改める。

第二十五条中「二」を「いずれかに」に、「二十万円」を「百万円」に改める。

(原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正)

第二条 原子力損害賠償補償契約に関する法律(昭和三十六年法律第百四十八号)の一部を次のように改正する。

本則に次の一条を加える。

(業務の委託)

第十八条 政府は、政令で定めるところにより、補償契約に基づく業務の一部を保険業法(平成七年法律第百五号)第二条第四項に規定する損害保険会社又は同条第九項に規定する外国損害保険会社等(これらの者のうち責任保険契約の保険者であるものに限る。)に委託することができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定による委託をしたときは、委託を受けた者の名称その他文部科学省令で定める事項を告示しなければならない。

附 則

この法律は、平成二十二年一月一日から施行する。

理 由

原子力損害の賠償に関する内外の社会経済情勢の変化にかんがみ、原子力損害の被害者の保護に万全を期するため、賠償措置額の引上げ並びに原子力損害賠償補償契約の締結及び原子力事業者に対する政府の援助に係る期限の延長を行うとともに、原子力損害賠償紛争審査会の所掌事務を追加する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、原子力損害の賠償に関する内外の社会経済情勢の変化にかんがみ、原子力損害の被害者の保護に万全を期するため、賠償措置額の引上げ並びに原子力損害賠償補償契約の締結及び原子力事業者に対する政府の援助に係る期限の延長を行うとともに、原子力損害賠償紛争審査会の所掌事務を追加する等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 原子力損害の賠償に関する法律の一部改正
(一) 賠償措置額を現行の六百億円から千二百億円に引き上げること。

(二) 原子力損害賠償紛争審査会は、原子力損害の賠償に関する紛争について原子力損害の範囲の判定の指針その他の当該紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な

指針を定めること。

(三) 原子力損害賠償補償契約の締結及び原子力事業者が賠償すべき額が賠償措置額を超える場合における政府の援助に係る期限を延長し、平成三十一年十二月三十一日までに開始された原子炉の運転等に係る原子力損害について適用すること。

(四) 損害賠償措置を講じずに原子炉の運転等を行った原子力事業者に対する罰金額を現行の五十万円以下から百万円以下に引き上げる等、罰則の引上げを行うこと。

2 原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正

政府は、原子力損害賠償補償契約に基づく業務の一部を損害保険会社等に委託することができることとする。

3 施行期日

この法律は、平成二十二年一月一日から施行すること。

二 議案の可決理由

原子力損害の賠償に関する内外の社会経済情勢の変化にかんがみ、原子力損害の被害者の保護に万全を期するため、賠償措置額の引上げ並びに原子力損害賠償補償契約の締結及び原子力事業者に対する政府の援助に係る期限の延長を行うとともに、原子力損害賠償紛争審査会の所掌事務を追加する等の措置を講ずるものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

平成二十一年度一般会計予算において、原子力損害賠償補償契約金額の合計の限度額を四兆七百四十億円とし、また、同歳入予算において、原子力損害賠償補償契約の補償料の収入見込額として九億三千六百六十四万円が計上されている。

右報告する。

平成二十一年四月一日

文部科学委員長 岩屋 毅

衆議院議長 河野 洋平殿

構造改革特別区域法及び競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成二十一年三月三日

内閣総理大臣 麻生 太郎

構造改革特別区域法及び競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部を改正する法律

(構造改革特別区域法の一部改正)

第一条 構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)の一部を次のように改正する。

第十一条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

第十一条 削除

第十一条の二を削る。

平成二十一年四月三日 衆議院会議録第二十号

第十八条第一項中「から医療法」の下に「(昭和二十三年法律第二百五号)」を加える。

第二十九条第一項中「除く。」の下に「及び社会教育機関(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第三十条に規定する教育機関のうち社会教育に関するものをいう。)(を)を加え、「同じ」を「学校等」というに、「学校施設」を「学校等施設」に、「及び」を「並びに」に改め、「を学校教育」の下に「及び社会教育」を加え、「学校に」を「学校等に」に改め、同条第二項中「学校施設」を「学校等施設」に、「学校に」を「学校等に」に改め、同条第四項中「が学校施設」を「が学校等施設」に、「これらの規定中「教育委員会」とあるのは、」を「同法第四十四条第二項中「教育委員会又は」とあるのは、」に、「管理する同項の学校施設」を「その施設を管理する高等専門学校」に改め、「長」の下に「又は」と、「教育委員会を」とあるのは教育委員会(同条第一項の規定により同項の認定を受けた地方公共団体の長がその施設を管理する学校にあつては、当該地方公共団体の長)を」と、同条第二第三項中「教育委員会」とあるのは「教育委員会(構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)第二十九条第一項の規定により同項の認定を受けた地方公共団体の長がその施設を管理する公立学校にあつては、当該地方公共団体の長)」を加える。

別表第一号中「特定刑事施設における収容及び処遇に関する事務の委託促進事業」を「削除」に改め、同表第一号の二を削り、同表第十九号

中「学校施設」を「学校等施設」に改める。

(競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部改正)

第二条 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成十八年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第三十三条の二の次に次の一条を加える。

(刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の特例)

第三十三条の三 法務大臣は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成十七年法律第五十号。以下この項において「刑事収容施設法」という。)(第三条に規定する刑事施設並びに刑事収容施設法第二百八十七条第一項の規定によりこれに附置された労務場及び監置場(以下この項において「刑事施設等」という。)(の運営に関する業務のうちに掲げるものであつて、当該刑事施設等の被収容者等(刑事収容施設法第二条第一号、第七十

九条第二項、第二百八十八条及び第二百八十九条第一項に規定する被収容者、刑事施設にとどまる者、労務場留置者及び監置場留置者をいう。以下この項において同じ。)(の犯罪的傾向その他の事情を勘案し、当該業務を民間事業者を実施させることとしても当該刑事施設等における被収容者等の収容及び処遇に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがないと認められるもの(以下この条において「特定業務」という。)(を、官民競争入札又は

民間競争入札の対象とすることができる。

一 刑事収容施設法第三十四条第一項(刑事収容施設法第七十四条第二項、第二百八十八条及び第二百八十九条第一項(以下この項において「留置者等関係規定」と総称する。)(において準用する場合を含む。)(の規定による検査(写真の撮影及び指紋の採取並びにこれらに準ずるものとして政令で定める検査に限る。)(の実施に係る業務

二 刑事収容施設法第四十四条(留置者等関係規定において準用する場合を含む。)(以下この号において同じ。)(の規定による検査(刑事収容施設法第三十三条第一項第五号に規定する書籍等(以下この号において単に「書籍等」という。)(の内容に係るものを除く。)(の実施及び刑事収容施設法第七十条第一項(留置者等関係規定において準用する場合を含む。)(の規定により書籍等の閲覧を禁止すべき事由の有無を確認するための刑事収容施設法第四十四条の規定による書籍等の内容に係る検査の補助に係る業務

三 刑事収容施設法第四十七条第一項、第四十八条第五項及び第五十二条(これらの規定を留置者等関係規定において準用する場合を含む。)(並びに第百三十二条第三項及び第四項並びに第百三十三条(これらの規定を刑事収容施設法第百三十六条(刑事収容施設法第百四十五条の規定によりその例によることとされる場合を含む。)(、第百三十

構造改革特別区域法及び競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

八条(刑事収容施設法第二百八十九条第四項(同条第五項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。第十二号において同じ。)、第四百十一条、第四百十二条、第四百四十四条(刑事収容施設法第一百七十四条第二項において準用する場合を含む。同号において同じ。)、第二百八十八条及び第二百八十九条第三項(同条第五項において準用する場合を含む。同号において同じ。)(以下この項において「未決拘禁者等関係規定」と総称する。))において準用する場合を含む。の規定による物品その他の物の引渡しの実施に係る業務

四 刑事収容施設法第四十七条第二項及び第四十八条第四項(これらの規定を滞留者等関係規定において準用する場合を含む。))の規定により領置することとされた物品の保管に係る業務

五 刑事収容施設法第六十一条第一項及び第六十六条第五項(これらの規定を滞留者等関係規定において準用する場合を含む。))の規定による健康診断(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第五十三条の二第二項の規定によるものを含む。))の実施に係る業務

六 刑事収容施設法第七十三条第一項(滞留者等関係規定において準用する場合を含む。))の目的を達成するための被収容者等の

行動の監視及び刑事施設等の警備(いずれも被収容者等の行動の制止その他の被収容者等に対する有形力の行使を伴うものを除く。))に係る業務

七 刑事収容施設法第七十五条第一項及び第五百五十四条第二項(これらの規定を滞留者等関係規定において準用する場合を含む。))の規定による検査(身体に係るものを除く。))の実施並びにこれらの規定により取り上げられた所持品の一時保管に係る業務

八 刑事収容施設法第八十四条第一項(刑事収容施設法第二百八十八条において準用する場合を含む。))に規定する作業に関する技術上の指導監督の実施に係る業務(第十一号に掲げる業務を除く。)

九 刑事収容施設法第八十四条第三項に規定する調査の実施に係る業務

十 刑事収容施設法第八十五条第一項、第三項第一項及び第四百四条の規定による指導(講習、面接その他これらに類する方法によるものに限る。))の実施に係る業務

十一 刑事収容施設法第九十四条第二項に規定する訓練の実施に係る業務

十二 刑事収容施設法第二百二十七条第一項(刑事収容施設法第四百四十四条、第二百八十八条及び第二百八十九条第三項において準用する場合を含む。)、第三百三十三条(未決拘禁者等関係規定において準用する場合を含む。)、第三百三十五条第一項(刑事収容

施設法第三百三十八条及び第四百二十二条において準用する場合並びに刑事収容施設法第四百四十五条の規定によりその例によることとされる場合を含む。))及び第四百四十条第一項の規定による検査の補助(当該検査の補助として信書の内容を確認する者がその信書を発受する個人を識別することができないようにすることその他の個人情報適正な取扱いを確保するための方法として法務大臣が定める方法によるものに限る。))に係る業務

十三 刑事収容施設法第三百三十二条第一項及び第二項並びに第三百三十三条(これらの規定を未決拘禁者等関係規定において準用する場合を含む。))の規定による保管及び複製の作成に係る業務

2 特定業務を実施する公共サービス実施民間事業者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。

一 その人的構成に照らして、特定業務を適正かつ確実に実施することができる知識及び能力を有していること。

二 個人情報の適正な取扱いを確保するための措置その他特定業務を適正かつ確実に実施するために必要な措置として法務省令で定める措置が講じられていること。

三 その他法務省令で定める要件に適合するものであること。

3 公共サービス実施民間事業者は、第十条第

一号から第四号までのいずれかに該当する者を特定業務に従事させてはならない。

4 法務大臣は、公共サービス実施民間事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めて、その実施する特定業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

一 第二項各号に掲げる要件を満たさなくなつたとき。

二 前項の規定に違反したとき。

三 第二十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

四 第二十七条第一項の規定による指示に違反したとき。

5 法務大臣は、前項の規定により特定業務の全部又は一部の停止を命じたときは、その旨、その理由、当該公共サービス実施民間事業者の氏名又は名称並びに当該停止を命じた特定業務の内容及びその期間を、官民競争入札等監理委員会に通知するとともに、遅滞なく、公表しなければならない。

6 法務大臣は、公共サービス実施民間事業者が第四項第二号に該当するときは、第二十条第一項の契約を解除することができる。

7 前各項に定めるもののほか、公共サービス実施民間事業者による特定業務の実施に関し必要な事項は、法務省令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(構造改革特別区域法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の構造改革特別区域法(以下「旧特区法」という。)第十一条第一項の規定により行われている同項各号に掲げる事務の委託に関しては、同条の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

2 この法律の施行前に旧特区法第十一条第五項に規定する委託事務従事者であった者に係る同条第八項に規定する秘密を漏らしてはならない義務については、なお従前の例による。

第三条 この法律の施行の際現に旧特区法第十一条の二第一項の規定により行われている同項に規定する病院等の管理の委託及び当該委託に係る同項に規定する特定刑事施設の診療設備等の利用に関しては、同条の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為並びに附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為及び旧特区法第十一条の二第三項に規定する医師その他の従業者であった者がこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用につ

いては、なお従前の例による。

(登録免許税法の一部改正)

第五条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一 第六十二号を次のように改める。

六十二 削除

(登録免許税法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧特区法第十一条第一項各号に掲げる事務の委託に係る同項の規定による登録については、前条の規定による改正前の登録免許税法別表第一第六十二号の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同号中「構造改革特別区域法」とあるのは、「構造改革特別区域法及び競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部を改正する法律(平成二十一年法律第 号)附則第二条第一項(構造改革特別区域法の一部改正に伴う経過措置)」の規定によりなおその効力を有することとされる同法第一条(構造改革特別区域法の一部改正)の規定による改正前の構造改革特別区域法とする。

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

理 由

経済社会の構造改革を推進するとともに地域の活性化を図るため、地方公共団体の長が社会教育施設の管理及び整備に関する事務を実施することができるとするとともに、競争の導入による公共サービスの改革を推進するため、これまで構造改革特別区域における特例措置として行われていた刑事施設における被収容者に対する健康診断の実施等に関する業務の民間事業者への委託について、広く官民競争入札又は民間競争入札により行うことができることとする等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

構造改革特別区域法及び競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、経済社会の構造改革を推進するとともに地域の活性化を図るため、地方公共団体の長が社会教育施設の管理及び整備に関する事務を実施することができるとするとともに、競争の導入による公共サービスの改革を推進するため、これまで構造改革特別区域における特例措置として行われていた刑事施設における被収容者に対する健康診断の実施等に関する業務の民間事業者への委託について、広く官民競争入札又は民間競争入札により行うことができる

こととする等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 構造改革特別区域法の一部改正

(一) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の特例として、内閣総理大臣の認定を受けた構造改革特別区域内においては、地方公共団体の教育委員会が管理し、及び執行している社会教育施設の管理及び整備に関する事務について、当該地方公共団体の長が管理し、及び執行することができるとする措置を追加すること。

(二) 次に掲げる法律の特例についての規定を削除すること。

(1) 特定刑事施設における収容及び処遇に関する事務の委託促進事業に係る刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(以下「刑事収容施設法」という。)等の特例

(2) 特定刑事施設における病院等の管理の委託促進事業に係る刑事収容施設法等の特例

2 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部改正

刑事収容施設法等の特例として、刑事施設における被収容者に対する健康診断の実施等に関する業務について、民間事業者に対する委託を可能とするため、官民競争入札等の対象とする業務の範囲、民間事業者が必要とされる資格、民間事業者の遵守すべき義務、法

務大臣による監督上の措置その他の事項を定めること。

3 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、経済社会の構造改革を推進するとともに地域の活性化を図るため、地方公共団体の長が社会教育施設の管理及び整備に関する事務を実施することができるとするとともに、競争の導入による公共サービスの改革を推進するため、これまで構造改革特別区域における特例措置として行われていた刑事施設における被収容者に対する健康診断の実施等に関する業務の民間事業者への委託について、広く官民競争入札又は民間競争入札により行うことができることとする等の措置を講ずるものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成二十一年四月一日

内閣委員長 渡辺 具能

衆議院議長 河野 洋平殿

あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律等の一部を改正する法律案
右の議案を提出する。

平成二十一年四月一日

提出者

厚生労働委員長 田村 憲久

あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律等の一部を改正する法律

(あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律の一部改正)

第一条 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和二十二年法律第二百十七号)の一部を次のように改正する。

第二条 第一項中「あん摩マツサージ指圧師試験、はり師試験又はきゆう師試験」を「あん摩マツサージ指圧師国家試験、はり師国家試験又はきゆう師国家試験」に改める。

(あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律の一部を改正する法律(昭和六十三年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

附則第六条(見出しを含む。)中「あん摩マツサージ指圧師試験、はり師試験又はきゆう師試験」を「あん摩マツサージ指圧師国家試験、はり師国家試験又はきゆう師国家試験」に改める。

(歯科衛生士法の一部改正)

第三条 歯科衛生士法(昭和二十三年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

第三条中「歯科衛生士試験」を「歯科衛生士国家試験」に改める。

(診療放射線技師法の一部改正)

第四条 診療放射線技師法(昭和二十六年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第三条中「診療放射線技師試験」を「診療放射線技師国家試験」に改める。

(行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律の一部改正)

第五条 行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律(昭和五十八年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

附則第五項中「診療放射線技師試験」を「診療放射線技師国家試験」に改める。

(歯科技工士法の一部改正)

第六条 歯科技工士法(昭和三十年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第三条中「歯科技工士試験」を「歯科技工士国家試験」に改める。

(柔道整復師法の一部改正)

第七条 柔道整復師法(昭和四十五年法律第十九号)の一部を次のように改正する。

第三条中「柔道整復師試験」を「柔道整復師国家試験」に改める。

附則第二項中「試験」を「あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第 号)第七十七条の規定による改正前の第三条(柔道整復師試験)に改める。

第八条 柔道整復師法の一部を改正する法律(昭和六十三年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

附則第六条(見出しを含む。)中「柔道整復師試験」を「柔道整復師国家試験」に改める。

附則

第一条 この法律は、平成二十一年九月一日から施行する。

(あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行前に第一条の規定による改正前のあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律の規定によりなされたあん摩マツサージ指圧師免許、はり師免許若しくはきゆう師免許又はあん摩マツサージ指圧師国家試験、はり師国家試験若しくはきゆう師国家試験とみなす。

(歯科衛生士法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この法律の施行前に第三条の規定による改正前の歯科衛生士法の規定によりなされた歯科衛生士免許又は歯科衛生士試験は、それぞれ、同条の規定による改正後の同法の規定によりなされた歯科衛生士免許又は歯科衛生士国家試験とみなす。

試験を「柔道整復師国家試験」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十一年九月一日から施行する。

(あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行前に第一条の規定による改正前のあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律の規定によりなされたあん摩マツサージ指圧師免許、はり師免許若しくはきゆう師免許又はあん摩マツサージ指圧師試験、はり師試験若しくはきゆう師試験は、それぞれ、同条の規定による改正後の同法の規定によりなされたあん摩マツサージ指圧師免許、はり師免許若しくはきゆう師免許又はあん摩マツサージ指圧師国家試験、はり師国家試験若しくはきゆう師国家試験とみなす。

(歯科衛生士法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この法律の施行前に第三条の規定による改正前の歯科衛生士法の規定によりなされた歯科衛生士免許又は歯科衛生士試験は、それぞれ、同条の規定による改正後の同法の規定によりなされた歯科衛生士免許又は歯科衛生士国家試験とみなす。

(診療放射線技師法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この法律の施行前に第四条の規定による改正前の診療放射線技師法の規定によりなされた免許又は診療放射線技師試験は、それぞれ、同条の規定による改正後の同法の規定によりな

された免許又は診療放射線技師国家試験とみなす。

(歯科技工士法の一部改正に伴う経過措置)

第五条 この法律の施行前に第六条の規定による改正前の歯科技工士法の規定によりなされた歯科技工士の免許又は歯科技工士試験は、それぞれ、同条の規定による改正後の同法の規定によりなされた歯科技工士の免許又は歯科技工士国家試験とみなす。

(柔道整復師法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この法律の施行前に第七条の規定による改正前の柔道整復師法の規定によりなされた柔道整復師の免許又は柔道整復師試験は、それぞれ、同条の規定による改正後の同法の規定によりなされた柔道整復師の免許又は柔道整復師国家試験とみなす。

(処分、手続等に関する経過措置)

第七条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、この法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)中相当する規定があるものは、これらの規定によつてした処分、手続その他の行為とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理 由

「あん摩マツサージ指圧師試験」、「はり師試験」、「きゆう師試験」、「歯科衛生士試験」、「診療放射線技師試験」、「歯科技工士試験」及び「柔道整復師試験」につき、これらが国家試験であることを試験の名称上明確にするため、その名称をそれぞれ「あん摩マツサージ指圧師国家試験」、「はり師国家試験」、「きゆう師国家試験」、「歯科衛生士国家試験」、「診療放射線技師国家試験」、「歯科技工士国家試験」及び「柔道整復師国家試験」に改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

漁業災害補償法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成二十一年二月二十四日

内閣総理大臣臨時代理 河村 建夫
国 務 大 臣

漁業災害補償法の一部を改正する法律

漁業災害補償法昭和三十九年法律第百五十八号の一部を次のように改正する。

目次中「第四十三条」を「第四十三条の二」に改める。

第七条第一項中「一」を「一又は二以上の」に改め、「(特別の事由により農林水産大臣の承認を受けた場合には、その承認に係る二以上の都道府県の区域)」を削る。

第二章第二節第二款中第四十三条の次に次の一条を加える。

(総代会)

第四十三条の二 組合は、農林水産省令で定めるところにより、定款をもつて、総会に代わるべき総代会を設けることができる。

2 総会に関する規定(第五十条第一項(第一号に係る部分に限る。))及び第二項の規定を除く。)は、総代会について準用する。

3 前項の規定にかかわらず、第一項の政令で定める養殖水産動植物であつて、前項の共済事故のうち疾病による死亡について第百二十二条第二項に規定する基準共済掛金を定めるとすれば妥当でないものとなること認められる養殖業の種類に係る政令で定める養殖水産動植物については、疾病による死亡を共済事故としない。

第百十八條の二 第一項中「養殖水産動植物の管理の条件又は方法が当該養殖水産動植物の疾病の予防を適正に行うに足りるものとして農林水産省令で定める基準に適合する」を「養殖水産動植物が第百十五條第一項の政令で定める養殖水産動植物であつて、同条第三項の政令で定めるもの以外のものである」に、「第百十五條第二項」を「同条第二項」に改める。

第百十九條第二項を削る。

第百三十六條の二 第二項中「第百三十五條及び前条」を「前三條」に、「並びにその」を「及びその」に改め、同条を第百三十六條の三とし、第百三十三條の次に次の一条を加える。

六条の次に次の一条を加える。

(共済金の支払に関する特約)

第百三十六條の二 政令で定める養殖施設又は漁具を共済目的とする漁業施設共済であつて、前二条の規定により共済金を支払うものとされる場合に該当する場合における共済金の支払に關し農林水産省令で定める要件に該当する特約がある共済契約に係るものの共済金は、これらの規定にかかわらず、当該共済契約の特約において共済金を支払うべきこととされた場合に該当する場合に支払うものとし、その金額は、当該共済契約の特約に従い算定した金額とする。

第百四十二條及び第百四十七條の七中「第百三十六條の二第四項」を「第百三十六條の三第四項」に改める。

第百九十七條第二項中「の役員若しくは受託者の代表者又は漁業共済団体若しくは受託者の」を「又は受託者の代表者又は」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十一年十月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 その共済責任期間の開始日がこの法律の施行の日前の日である漁業共済事業に係る共済契約、当該共済契約に係る再共済契約及び保険契約並びに当該共済契約に基づき支払うべき共済掛金に係る補助金については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

理 由

漁業共済事業及び漁業共済組合の健全かつ円滑な運営を図るため、漁業共済組合に総代会の制度を設ける等の措置を講ずるとともに、疾病による死亡を共済事故としない養殖水産動植物を共済目的とする養殖共済を実施できることとするほか、漁業施設共済について共済金の支払に關する特約を設ける等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

漁業災害補償法の一部を改正する法律案
(内閣提出)に關する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、漁業災害補償制度の健全かつ円滑な運営を図るため、漁業共済組合に総代会の制度を設ける等の措置を講ずるとともに、疾病による死亡を共済事故としない養殖水産動植物を共済目的とする養殖共済を実施できることとするほか、漁業施設共済について共済金の支払に關する特約を設ける等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 漁業共済組合に係る制度の見直し

(一) 漁業共済組合の地区を一又は二以上の都道府県の区域とし、当該地区を二以上の都道府県の区域とする場合に必要なる農林水産

大臣の承認を廃止すること。

(二) 漁業共済組合に、総会に代わるべき総代会の制度を導入すること。

2 漁業共済事業の見直し

(一) 養殖共済の共済目的とする養殖水産動植物のうち、疾病による死亡について基準共済掛金率を定めるとすれば妥当でないものとなる養殖水産動植物については、疾病による死亡を共済事故としないこと。

(二) 疾病による死亡を共済事故としない養殖水産動植物以外の養殖水産動植物については、共済契約者の任意で、疾病による死亡を共済事故としない旨の申出をすることができるようになること。

(三) 養殖共済の共済責任期間について、都道府県知事が設定する単位漁場区域ごとに単一とする義務を廃止すること。

(四) 漁業施設共済について、特約が設定できる仕組みを導入すること。

3 施行期日

この法律は、平成二十一年十月一日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、漁業災害補償制度の健全かつ円滑な運営を図るための措置として妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成二十一年四月二日

農林水産委員長 遠藤 利明
衆議院議長 河野 洋平殿

(別紙)

漁業災害補償法の一部を改正する法律案に對する附帯決議

漁業災害補償制度は、これまで漁業経営の安定を図る上で重要な役割を果たしてきた。こうした中、漁獲量の減少と魚価の低迷の結果、漁業生産額は構造的に減少傾向を示す一方で、共済制度の事業収支が悪化し、平成十九年度には三百二十七億円の累積赤字となつているなど、制度運営の健全性や安定性が懸念される状況にある。

よつて、政府は、漁業経営の安定のため本制度が本来果たすべき役割が十分に発揮し得よう、本法の施行に当たつては、財政基盤の強化と漁業者にとつて魅力ある共済制度の実現に向け、引き続き共済制度の在り方を検討し、所要の措置を講ずるべきである。

右決議する。

道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に關する法律等の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成二十一年二月二十三日
内閣総理大臣 麻生 太郎

道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に關する法律等の一部を改正する法律

(道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に關する法律の一部改正)

第一条 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に關する法律(昭和三十三年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「道路整備費の財源に關する」を「道路の改築に關する国の負担又は補助の割合の」に改め、「道路整備事業」の下に「道路の新設、改築、維持及び修繕に關する事業をいう。」を加える。

第二条及び第三条を削り、第四条を第二条とする。

第五条を削る。

第六条第二項第三号を削り、同条を第三号とする。

第七条第一項中「機構法」を「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成十六年法律第百号。以下「機構法」という。)」に改め、同条第二項中「会社法」を「高速道路株式会社法(平成十六年法律第九十九号)第一条に規定する会社(以下この条において単に「会社」という。)」に改め、「行つてゐる高速道路」の下に「(高速道路株式会社法第二条第二項に規定する高速道路をいう。以下この条において同じ。)」を加え、「この条」を「この項及び第四項に改め、同条第四項第一号中「高速道路料金」の下に「(同号に規定する料金をいう。第十項第二号に

において同じ。」を加え、同条に次の一項を加える。

10 第一項及び第二項の「高速道路利便増進事業」とは、次に掲げる事業又は事務であつて、会社が行うものをいう。

一 高速道路のうち当該高速道路と道路（高速道路を除く。）とを連結する部分で国土交通省令で定めるものの整備に関する事業（これに附帯する高速道路の車線の増設に関する事業その他の事業を含む。）であつて、高速道路の通行者及び利用者の利便の増進のため必要と認められるもの

二 高速道路の区間を限つた特別な高速道路料金の額の設定（機構法第十三条第一項第七号に規定する徴収期間を通じた高速道路料金の額の合計額を減少させることにより高速道路の通行者及び利用者の負担の軽減を図るものに限る。）であつて、当該高速道路を含む道路の自動車交通の円滑化のため必要と認められるもの

第七条を第四条とし、第八条を第五条とする。

附則第三項中「第七条第二項第三号」を「第四条第二項第三号」に改める。

（成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正）

第二条 成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十五年法律第七号）の一部を次のように改正する。

別表道路の項中「道路整備事業に係る国の財

政上の特別措置に関する法律（昭和三十三年法律第三十四号）第二条第一項第二号又は第三号に掲げる道路を「一般国道（道路法第五条第一項の規定による一般国道をいう。）又は主要な県道（同法第七条第一項の規定による県道をいう。）若しくは市町村道（同法第八条第一項の規定による市町村道をいう。）として政令で定めるもの」に改める。

（特別会計に関する法律の一部改正）

第三条 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

第百九十八条第三項中「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和三十三年法律第三十四号）第二条第一項各号に掲げる道路」を「道路法（昭和二十七年法律第百八十八号）第三条第一号若しくは第二号の高速自動車国道若しくは一般国道又は主要な同条第三号若しくは第四号の都道府県道若しくは市町村道として政令で定めるもの」に改め、同条第七項第六号中「（昭和二十七年法律第百八十号）」を削る。

第二百一条第二項第一号中イを削り、ロをイとし、ハからヌまでをロからリまでとする。

第二百二条の二を削る。

第二百三条第二項中「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第五条第二項に規定する地方道路整備臨時交付金の交付を除く。」を削る。

附則第五十条第二項中「第二百一条第二項第一号ロ」を「第二百一条第二項第一号イ」に、「同

号ト」を「同号ヘ」に、「交付を」を「道路整備事業に」、「交付」、「を」を「道路整備事業（に改め、」もの」の下に「除く。」を加え、同条第十項、第十二項及び第十四項中「第二百一条第二項第一号ト」を「第二百一条第二項第一号ヘ」に、「同号ト」を「同号ヘ」に改める。

附則第五十条の二第二項中「第六条第一項を（昭和三十三年法律第三十四号）第三条第一項に改め、同条第三項から第五項までの規定中「第六条第一項」を「第三条第一項」に改め、同条第六項中「交付を」を「道路整備事業」に、「交付及び同法第六条第三項」を「道路整備事業（道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和三十三年法律第三十四号）第三条第三項に改め、」貸付けを」の下に「除く。」を加える。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。

（道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二条 平成二十年度以前年度の歳出予算に係る地方道路整備臨時交付金で平成二十一年度以降の年度に繰り越されたものの交付については、なお従前の例による。

2 第一条の規定による改正前の道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第六条第二項の規定により決定された資金の貸付け及びその償還については、なお従前の例による。

（成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三条 第二条の規定による改正前の成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律別表道路の項に規定する事業についての平成二十年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担金、補助金又は交付金で平成二十一年度以降の年度に繰り越されたものの交付については、なお従前の例による。

（特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四条 第三条の規定による改正前の特別会計に関する法律第百九十八条第三項に規定する道路の整備に関する事業で平成二十年度以前の年度に国が施行したもの、平成二十年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成二十一年度以降の年度に支出すべきものとされた同項に規定する道路の整備に関する事業に要する費用についての国の負担金その他の経費の交付及び資金の貸付け並びに平成二十年度以前の年度の歳出予算に係る当該経費の交付及び資金の貸付けで平成二十一年度以降の年度に繰り越されたものの経理については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第六条 国税収納金整理資金に関する法律の一部改正（国税収納金整理資金に関する法律（昭和

二十九法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「若しくは社会資本整備事業特別会計の道路整備勘定」を削る。

(水源地域対策特別措置法の一部改正)

第七条 水源地域対策特別措置法(昭和四十八年法律第百十八号)の一部を次のように改正する。

附則第七項の表道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和三十三年法律第三十四号)第四条の項中「第四条」を「第二条」に改める。

理 由

道路整備費の財源の特例措置に関し、毎年度、揮発油税等の収入額の予算額等に相当する金額を原則として道路整備費に充当する措置を平成二十一年度から廃止する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

道路整備事業に係る国の財政上の特別措置
に関する法律等の一部を改正する法律案
(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、道路整備費の財源の特例措置に関し、毎年度、揮発油税等の収入額の予算額等に相当する金額を原則として道路整備費に充当する措置を平成二十一年度から廃止する等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次の

とおりである。

1 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正

(一) 毎年度、揮発油税等の収入額の予算額等に相当する金額を原則として道路整備費に充当する措置を廃止すること。

(二) 地方道路整備臨時交付金の制度を廃止すること。

2 成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正

空港周辺地域整備計画に基づいて行われる事業に係る国の負担又は補助の割合の特例の対象となる道路を一般国道又は主要な県道若しくは市町村道として政令で定めるものとする。

3 特別会計に関する法律の一部改正

(一) 社会資本整備事業特別会計において、その経理を明確にする道路整備事業の対象となる道路を高速自動車国道、一般国道又は主要な都道府県道若しくは市町村道として政令で定めるものとする。

(二) 揮発油税の収入の一部について、地方道路整備臨時交付金の交付に要する費用の財源に充てるため、毎会計年度、道路整備勘定の歳入に組み入れるものとする措置を廃止すること。

4 施行期日

この法律は、平成二十一年四月一日から施行すること。

二 議案の修正議決理由

道路特定財源制度を廃止し平成二十一年度から一般財源化するため、道路整備費の財源の特例措置を廃止する等の措置を講じようとする本案は妥当なものと認めるが、施行期日について、公布の日から施行し、平成二十一年四月一日から適用することと改めるとともに、政府は、真に必要な道路の整備の推進を図る観点から、費用効果分析の結果の適切な活用等により、地域の実情をより反映した効率的かつ効果的で透明性が確保された道路整備事業の実施の在り方について検討を加え、必要があるとき、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする規定を追加することを適当と認め、別紙のとおり修正議決すべきものと決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成二十一年四月三日

国土交通委員長 望月 義夫

衆議院議長 河野 洋平殿

(別紙)

(小字及び一は修正)

附 則

(施行期日)等

第一条 この法律は、公布の日、平成二十一年四月一日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、真に必要な道路の整備の推進を図る観点から、費用効果分析の結果の適切な活用等により、地域の実情をより反映した効率的かつ効果的で透明性が確保された道路整備事業の実施の在り方について検討を加え、必要があるとき、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二条 (略)

(成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三条 (略)

(特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第四条 (略)

(政令への委任)

第五条 (略)

(国税収納金整理資金に関する法律の一部改正)

第六条 (略)

(水源地域対策特別措置法の一部改正)

第七条 (略)

(別紙)

道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺憾なきを期すべきである。

一 道路特定財源の一般財源化に当たっては、地方が必要とする道路の着実な整備に支障が生ずることのないよう、必要な財源措置を講ずるなど十分な配慮を行うこと。

二 真に必要な道路整備の推進を図る観点から、新たな将来交通需要推計及び評価手法に基づく費用便益分析の点検の結果の適切な活用等により、ルート・工法・規格を見直してコスト縮減を図り、効率的かつ効果的な道路整備事業の実施に努めるとともに、道路整備事業の実施過程における透明性を確保するための制度の在り方について検討を行うこと。

三 道路整備における国と地方公共団体との役割分担の在り方の議論や地方公共団体の厳しい財政状況を踏まえ、国直轄事業負担金の在り方について、地方公共団体の負担を大幅に軽減することも含めた検討を行い、必要があると認めるときは、その結果に基づき所要の措置を講ずること。

四 高速道路利便増進事業として実施される高速道路料金の引下げの効果及び影響について、十分な検証を行うとともに、高速道路の有効利用の在り方について検討を行い、必要があると認めるときは、その結果に基づき所要の措置を講ずること。

五 道路特定財源の一般財源化後の暫定税率の在り方については、納税者である自動車ユーザーの納得が得られるものとなるよう検討を引き続き行うこと。

六 道路関係業務の執行に関し不適切な支出が行われていたこと等にかんがみ、引き続き、徹底したコスト縮減や道路関係公益法人への支出の見直し等に努めるとともに、社会資本整備事業特別会計の道路整備勘定が不適切な支出とならないよう、その透明性の確保に努めること。

七 道路の新たな中期計画を踏まえた地方版の計画の策定に当たっては、地域の意見を聴き計画に反映させるとともに、地方における今後の道路整備の目指すべき方向性を明らかにするため、具体的な事業等を盛り込むことについて検討を行うこと。

衆議院会議録第二号中訂正

一五ページ一段末六行から末五行「河村たかし君外二名」を「高山智司君外一名」に、一五ページ三段三行「後藤茂之君外一名」を「後藤茂之君外三名」に、一六ページ二段一行から二行「村田吉隆君外五名」を「村田吉隆君外四名」に訂正する。

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
東京一〇五―八四四五番四号 港区虎ノ門二丁目 独立行政法人国立印刷局	
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
（本体）	本号一部
一〇〇円	一五円